

[保険税の軽減制度について]

●非自発的失業者の保険税の軽減

平成 22 年 4 月より、倒産・解雇などによる非自発的な失業のため国民健康保険に加入された方に対する保険税を届け出により軽減いたします。

・軽減制度の概要

国民健康保険税は前年の所得などにより算定されますが、この軽減制度は保険税を計算する際に、失業者本人の前年の給与所得を 30/100 とみなして計算します。高額療養費などの所得区分判定についても、給与所得を 30/100 とみなして計算します。

・対象者

1 国民健康保険加入者であること。(加入される方、加入中の方どちらも対象となります。)

2 平成 21 年 3 月 31 日以降に離職された方。

3 失業時に 65 歳未満で、

a 雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)

b 雇用保険の特定理由離職者(例:雇い止めなどによる離職)

として失業等給付を受ける方です。

具体的には、雇用保険受給資格者証の、「離職年月日理由」欄の「理由コード(2桁の数字)」が下記のコードであれば、対象となります。

特定受給資格者 11,12,21,22,31,32

特定理由資格者 23,33,34

※定年退職や雇用保険未加入者は対象外です。

※雇用保険受給資格者証に「高」、「特」の表記がある場合、または緑色、橙色のラインのある方は対象になりません。

※退職による国保加入者だけでなく、元々国保加入者(社会保険未適用企業の従業員)であっても失業し、上記の条件に該当すれば対象となります。

・軽減期間

離職した翌日の属する月から翌年度末までの間(次の表の通り)。ただし、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退した場合は、その時点で軽減は終了となります。保険税と高額療養費に適用される期間が異なりますのでご注意ください。

保険税に適用される期間

離職した日	軽減期間
平成 21 年 3 月 31 日~平成 22 年 3 月 30 日	平成 23 年 3 月まで(最大 1 年間)
平成 22 年 3 月 31 日~平成 23 年 3 月 30 日	平成 24 年 3 月まで(最大 2 年間)

高額療養費などに適用される期間

離職した日	軽減期間
平成 21 年 3 月 31 日~平成 22 年 3 月 30 日	平成 23 年 7 月診療分まで
平成 22 年 3 月 31 日~平成 23 年 3 月 30 日	平成 24 年 7 月診療分まで

《具体例》

離職日 平成 21 年 9 月 20 日の場合
→保険税軽減期間 平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月 →高額療養費等軽減期間 平成 22 年 4 月～平成 23 年 7 月間の診療分
離職日 平成 22 年 3 月 31 日の場合
→保険税軽減期間 平成 22 年 4 月～平成 24 年 3 月 →高額療養費等軽減期間 平成 22 年 4 月～平成 24 年 7 月間の診療分
離職日 平成 22 年 7 月 15 日の場合
→保険税軽減期間 平成 22 年 7 月～平成 24 年 3 月 →高額療養費等軽減期間 平成 22 年 8 月～平成 24 年 7 月間の診療分

・手続きについて

平成 22 年 4 月 1 日から市役所保険年金課及び朝霞台出張所、朝霞駅前出張所、内間木支所で受付しています。

※平成 21 年 3 月 31 日から平成 22 年 3 月 30 日までに失業(離職)された方も、平成 22 年度分の国民健康保険税が軽減の対象となりますので、「雇用保険受給資格者証」を持参の上、申請してください。詳細については、お問い合わせください。

・必要書類

本人確認できる物(運転免許証、年金手帳、パスポートなど)

※なお、雇用保険受給資格者証の提示を求める場合があります。